

米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対する意見書

去る11月2日深夜、読谷村において嘉手納基地所属の米空軍兵が、村内の居酒屋で、酒を飲んで暴れた後、3階建てアパートに不法侵入し、3階に眠っていた男子中学生の顔を殴り傷害を負わせ、器物を損壊する事件が発生した。

米軍は、10月16日に発生した2米兵による女性暴行致傷事件を受けて、すべての軍人に對し、午後11時から翌朝5時までの深夜外出禁止令を発令したばかりである。店主から空軍兵に帰宅を促したところ店内で暴れ、蛮行が行われたことはきわめて言語道断であり容認することはできない。

北谷町内にも4千人余の米兵居住者がおり、いつ同様の犯罪が発生するかわからない。今回の事件は対岸の火事ではなく自らの問題であり、断じて許すことはできない。

深夜いきなり住居に不法侵入し、就寝中の生徒に対し暴力をふるい不安と恐怖のどん底に陥れた蛮行は、本県がいまだ米軍の占領意識丸出しの無法地帯にあるといつても過言ではない。また、このような事件が再発したことは米軍が発令した深夜外出禁止令や綱紀肅正がなんら抜本的な解決策になりえないことが証明されたものである。

さらに、今回の事件に対する藤村官房長官の「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はない」との発言は全く県民の怒り、心情を理解しない日本政府の弱腰外交、米国追従の姿勢でしかなく断固抗議する。

日米両政府の県民の声を無視したオスプレイの強行配備に続き、次々と起こる米兵による野蛮な暴行事件に対し、町民、県民の怒りは我慢の限界を超えている。

よって、北谷町議会は町民の生命、安全、財産、人権を守る立場から、米空軍兵による住民不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害者に対し、心身へのケアを徹底し、完全な補償をすること。
- 2 加害者の米空軍兵の職種を明確にし、早急に日本側へ引き渡すこと。
- 3 米軍人、軍属への人権教育を徹底し、実効性ある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 4 日米両政府は、理不尽で差別的な日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 米軍犯罪の温床である基地の大幅な縮小・撤去を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長